

様式3-2
【記載例】
政党その他の
政治団体用

令和〇〇年〇〇月〇〇日

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

清瀬市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名 清瀬 太郎

住 所 清瀬市〇〇丁目〇〇

（電話番号）042-492-XXXX

（申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） ・市政報告会開催の案内通知送付のため ・選挙運動用はがき送付に向けた住所確認のため
3 閲覧者の氏名及び住所	・清瀬 一郎 清瀬市上清戸〇丁目〇〇-〇〇 ・清瀬 二郎 清瀬市中清戸〇丁目〇〇-〇〇
4 閲覧年月日及び時間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 から 〇〇時〇〇分まで
5 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） ・管理体制：清瀬太郎自宅の金庫で保管 ・廃棄時期：令和〇〇年〇〇月〇〇日 ・廃棄方法：シュレッダーによる裁断処理
6 閲覧対象者の範囲 ※支援措置対象者を除く	・上清戸〇丁目～〇丁目 ・中清戸〇丁目～〇丁目
7 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） 清瀬一郎、清瀬二郎は、清瀬太郎が指定する者である。
申出者が公職の候補者等であるとき	
8 立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。） 清瀬市議会議員選挙、清瀬市議会議員
9 閲覧事項の取扱い	【公選法第28条の2の7とは】 政党その他の政治団体である申出者は、閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合をいう。
10 政治活動の取扱い	【公選法施行規則第3条の2第2項ただし書の規定によりとは】 申出者が政治活動を行うために閲覧の申出をする場合は、当該申出者が候補者となる公職の種類をいう。
11 承認法人の申出	利用の目的を達成するために申出者以外に閲覧事項を取り扱わせる（公選法第28条の2の7） ☒ させる（させる☑の場合は様式7が必要） ☐ させない
備考	（添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。） 政治団体の届出(写)・・・必ず添付 政治活動の実績を示す資料の添付を省略する 清瀬市議会議員 〇〇〇〇

必ず町名などを記載してください。

【されるに囚した場合】
他の法人に閲覧事項を取り扱わせる場合は【様式7】の提出が必要

- 法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地
- 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由
- 法人の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲
- 法人の閲覧事項の管理方法

資料を省略する旨と所属する現職の氏名等を記載

規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙）の申出をする申出書の様式である。
様式は、それぞれ「様式5」及び「様式7」の様式に準ずるものとする。
の措置を行わなければならない。
バイオレンス及びストーカ行為等の被害を申し出た者のうち、支援の必